

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私の国民年金の記録を年金事務所で調べたら、昭和48年頃、20歳に遡って国民年金の加入手続を行い、その年の11月に20歳まで遡った期間の保険料を一括納付しているが、昭和48年度の1年分の保険料は未納となつていると言われた。保険料納付は妻が自身の保険料と共に納付しており、当時の記憶は無いが、遡って保険料を納付したその年の保険料だけが未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年頃に国民年金への加入手続を行い、20歳到達時まで遡って被保険者資格を取得し、20歳に到達時からの過年度分の国民年金保険料を納付している上、申立期間後の保険料は3か月ごとに納付されており、加入手続直後に当たる申立期間の保険料のみを納付しないのは不自然である。

また、申立期間は12か月と短期間であり、申立期間以外の国民年金保険料は全て納付されており、夫婦の保険料納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立人の妻については、申立期間の一部である昭和49年1月から同年3月まで3か月の国民年金保険料の未納期間があるが、それ以外の被保険者期間は全て納付済みである上、当該未納期間後で納付日が確認できる被保険者期間は全て夫婦分と一緒に納付されていることから、未納期間が一括納付後の期間であることも踏まえると、申立期間の保険料も妻が納付していたものと考えの方が自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

石川国民年金 事案394

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から39年12月まで

父親が国民年金の加入手続をし、町内の集金で保険料を納付していたはずである。父親は町役場の職員であったこともあり、几帳面な性格であったことから、保険料を納付していないはずはなく、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった頃、その父親が申立人に係る国民年金の加入手続を行い、保険料も納付していたとしており、申立人自身はそれらに直接関与していない上、その父親は既に亡くなっていることから、申立期間当時の状況が不明であるほか、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、国民年金受付処理簿によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号が昭和50年4月頃に払い出された際、申立人は20歳到達時まで遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、この払出時点では、申立期間に係る保険料は納付の時効期限を経過しているほか、申立人に別の記号番号が払い出された形跡も無いことから、申立期間に係る保険料納付はできなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

石川厚生年金 事案 427 (事案 14 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 9 月 1 日から 20 年 6 月 1 日まで
前回の申立てに対して、年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けたが、入社当時は給与も良く、厚生年金保険に加入していないのは、ふに落ちない。今回新たに、証人として A ほか一人と、集合写真及び自叙伝 1 冊を添え、再度、申し立てる。

第 3 委員会の判断の理由

申立人が卒業した B 校の昭和 19 年 9 月の卒業生名簿の記載や、申立人の勤務先事務所を着信地とする申立人あての郵便物等から、申立人が申立期間に C 社に勤務していたことは推認できるが、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、同社も 30 年に解散していることから、申立人の勤務関係や社会保険関係等について確認できる資料が見当たらないこと、社会保険事務所の保管する厚生年金保険記号番号払出簿からは、申立人は 20 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得したことが確認される上、それ以前に申立人が被保険者資格を取得した形跡はうかがえないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 3 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行なわれている。

これに対して、申立人は、新たな関係者として二人の同級生並びに新たな関係資料として集合写真 1 枚及び自叙伝 1 冊を添えて再度申し立てている。

しかし、当該関係者とされた二人は、C 社での厚生年金保険の加入歴は無く、関係者自身も同社に勤務したことが無いと述べており、具体的な供述が得られなかった上、集合写真や自叙伝からも、申立期間における厚生

年金保険の適用状況について確認できないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 12 日から 51 年 11 月 1 日まで
私は、昭和 47 年 6 月から 51 年 11 月まで A 社に勤めており、最初の給料の手取額が 13 万円、辞めるころには 15、16 万円だったはずなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に勤務していた期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、同社は申立人に係る賃金台帳等の資料を保有していないこと、並びに申立人及び事情を聴取することができた複数の同僚は、申立期間当時の給与明細書を保有していないことから、申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 47 年 5 月から同年 8 月までに被保険者資格を取得した女性被保険者 22 人の資格取得時の標準報酬月額を調査したところ、申立人と同じ標準報酬月額の被保険者は 8 人、申立人より低い被保険者は 5 人、高い被保険者は 9 人であることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、上記 22 人の中に申立期間において標準報酬月額が 10 万円を超えている被保険者はいない。

さらに、A 社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている標準報酬月額は、それぞれ 4 万 2,000 円及び 6 万 8,000 円となっており、上記の被保険者原票における申

立人の厚生年金保険被保険者資格の取得時及び喪失時の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、申立人に係る被保険者原票を確認すると、昭和47年6月12日に厚生年金保険被保険者資格を取得してから、51年11月1日に資格を喪失するまでの標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、標準報酬月額を訂正するなどの形跡も認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。